免許	免許の内容となるべき事項					漁業権者
番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	(漁協名)
		いそ刺網漁業	3月1日から10月31日まで	美方郡香美町香住区境から下浜に至る間の地先		
共		とびうお刺網漁業	5月1日から7月31日まで			但馬
第		かわはぎ刺網漁業	5月1日から11月30日まで	次のA、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置		
216 号		かます刺網漁業 雑魚小型定置網漁業	3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで	A 美方郡香美町香住区沖浦長ツロ479番地と同郡同町香住区境今子谷632番地の1と		
7		飛点小型足量網点来 いかかご漁業	3月1日から7月31日まで	の界(浜の谷) B 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鎧松ヶ崎493番地との界		
			273 - 170 2 - 730 - 100 - 1	(松ヶ崎)		
				ア A から353度40分1,500メートルの点		
				イ Bから353度40分1,500メートルの点		

漁業権の存続期間 付 記 制限又は条件 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで